

公益社団法人熊本県浄化槽協会
単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換助成事業細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、公益社団法人熊本県浄化槽協会単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換助成事業実施要項（以下「助成事業要項」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(施工業者の要件)

第 2 条 助成事業要項第 6 条に規定する施工業者とは次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 過年度の入会金及び年会費の未納がない者
- (2) 浄化槽設備士の資格を有し、県への登録若しくは届出を済ませている者
- (3) 浄化槽の設置工事にあたり関係法令を遵守する者

(申請件数)

第 3 条 会員が、年度内に申請できる申請件数は 1 会員あたり 2 件までとする。ただし、当該申請物件が助成金の交付に至らなかった場合は申請件数に含めない。

(助成金の支払)

第 4 条 助成金は、当該年度の年会費の納入後に支払うものとする。

(その他)

第 5 条 助成事業要項及び本細則の規定に違反した場合は、次のペナルティを課すものとする。

- (1) 本細則第 2 条第 2 号及び第 3 号に違反した場合は、次年度以降 3 年間の申請停止とする。
- (2) 上記に定めるものの他、助成事業要項及び本細則に違反した場合は、次年度以降 1 年間の申請停止とする。

附則

この細則は平成 24 年 3 月 16 日より施行する。

この細則は平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

この細則は平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

この細則は令和 3 年 4 月 1 日より施行する。